別表第一第一章の二の(一)のイの表を次のように改める。

級地別＼地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
1級地	10,600円	8,130円	6,400円	4,740円	3,020円	2,270円
2級地	9,640	7,400	5,820	4,310	2,750	2,060
3級地	8,690	6,660	5,240	3,890	2,470	1,860

別表第一第一章の二の(二)のアの表を次のように改める。

級地別	期末一時扶助費
1級地	4,970円
2級地	4,520
3級地	4,070

別表第一第一章の三の表中「第５条第13項」を「第５条第11項」に改める。

別表第一第二章の一の(一)の表を次のように改める。

級地別	妊婦		産婦
	妊娠６か月未満	妊娠６か月以上	
1級地及び2級地	9,110円	13,760円	8,460円
3級地	7,740	11,700	7,190

別表第一第二章の二の(一)の表を次のように改める。

		(二)のアに該当する者	(二)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,750円	17,820円
	2級地	24,880	16,590
	3級地	23,010	15,340
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,260	14,830

別表第一第二章の二の(一)(注)中「第５条第13項」を「第５条第11項」に改める。

別表第一第二章の二の(三)中「14,180円」を「14,140円」に改め、同二の(四)中「11,900円」を「11,860円」に改め、同章の三中「9,730円」を「9,850円」に改め、同章の四の(一)の表を次のように改める。

級地別	加算額
1級地及び2級地	13,240円
3級地	11,260

別表第一第二章の五中「42,050円」を「42,060円」に改める。

別表第一第二章の八の(一)の表を次のように改める。

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅者	1級地	23,170円	1,830円	940円
	2級地	21,560	1,710	870
	3級地	19,940	1,600	800
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,310	1,550	770

別表第一第三章の一の(一)の表を次のように改める。

基準額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
23,060円以内	3,590円	2,100円	1,000円

別表第一第三章の二の(一)の表を次のように改める。

基準額	地区別冬季加算額（11月から３月まで）		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
9,850円以内	3,590円	2,100円	1,000円

別表第二の表中「2,150円」を「2,210円」に、「4,180円」を「4,290円」に、「2,560円」を「2,630円」に、「4,330円」を「4,450円」に改める。

別表第三の一の表中「117,000円」を「119,000円」に改める。

別表第六の一の表中「245,000円」を「246,000円」に改める。

別表第六の三中「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表第七の一の表中「45,000円」を「46,000円」に、「75,000円」を「76,000円」に、「5,300円」を「5,450円」に、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に、「第２条第１項各号」を「第２条各号」に、「5,010円」を「5,150円」に、「28,000円」を「29,000円」に改める。

別表第七の二中「75,000円」を「76,000円」に改める。

別表第八の一の表を次のように改める。

級地別	基準額	
	大人	小人
1級地及び2級地	206,000円以内	164,800円以内
3級地	180,300円以内	144,200円以内

別表第八の三中「19,700円」を「20,300円」に改め、同三の表を次のように改める。

級地別	金額
1級地及び2級地	13,710円
3級地	12,000

○厚生労働省告示第百三十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七条第一項の規定に基づき、障害者雇用対策基本方針を次のように策定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久